



医政発 0817 第 35 号
令和 4 年 8 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の
公布等について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年 厚生労働省令第 110 号）については、別添のとおり公布され、令和 4 年 8 月 17 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれでは、これを御了知いただくとともに、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年 厚生省令第 34 号）は、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験及び准看護師試験（以下「保健師国家試験等」という。）の試験科目、受験手続、指定試験機関その他試験に関して必要な事項を定めている。
- 保健師国家試験等を除く医療関係職種の試験については、その試験に関して不正があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる、この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができるとしているところ、保健師国家試験等は不正行為があった場合の規定を設けていない。このため、保健師国家試験等において不正行為があった場合に、受験を停止し、又は当該試験を無効とすることができるることを明確化する必要があるとともに、期間を定めて試験を受けさせないことができるようとする必要がある。

- 以上のことから、保健師国家試験等において不正行為があった場合の規定を設ける必要性を踏まえ、保健師助産師看護師法施行規則について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 保健師助産師看護師法施行規則第 28 条の 2 として、次の規定を新設する。
 - ・ 厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。
 - ・ 都道府県知事は、准看護師試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

3. 施行期日

- 施行期日：令和 4 年 8 月 17 日

以上

○厚生労働省令第百十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(不正行為の禁止)		
第一十八条の二 厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせることを許さないことができる。 2 前項の規定は、准看護師試験に関して不正の行為があつた場合について準用する。この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。	(新設)	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。